

平成 21 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 東 武 ス ト ア 代表者名 代表取締役社長 玉置富貴雄 (コード番号 8274 東証第1部) 問合せ先 総務部長 吉田直弘 (TEL. 03-5922-5111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 5 月 28 日開催予定の第 63 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

話

1. 変更の理由

- (1)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、現行定款を以下のとおり変更するものであります。
 - ①決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日) において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなさ れておりますので、現行定款第7条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の 削除及び修正を行うものであります。
 - ②「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、実質株主及び実質株主 名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
 - ③株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを 作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
 - ④その他、必要な規定の加除、修正、条数の整理等所要の変更を行うものであります。
- (2) 株主の皆様の権利行使に関する手続を株式取扱規則の中で定めることを明確にするとともに、株券電子化に伴い開設された特別口座の口座管理料削減のため、単元未満株主様の単元未満株式の買取及び買増しを促進することを目的に株式取扱手数料を無料にしたことに伴い、現行定款第14条(株式取扱規則)について所要の変更を行うものであります。
- (3)変更案第35条は、補欠監査役の選任を毎年行う不便さを避けるため、補欠監査役の選任決議の効力を4年とするものであります。
- 2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21: 定款変更の効力発生日 平成 21:

平成 21 年 5 月 28 日 (木曜日) 平成 21 年 5 月 28 日 (木曜日)

以上

(下線は変更部分を示します。) 現 行 定 款 変 更 第2章 株式 第2章 株式 (株券の発行) 第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。 除) (削 (自己の株式の取得) (自己の株式の取得) 第<u>7</u>条 第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規 (現行どおり) 定により、取締役会の決議によって市場取引 等により自己の株式を取得することができ る。 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) (単元株式数) 第9条 当会社の単元株式数は、1,000株とす 第8条 当会社の単元株式数は、1,000株とす る。 る。 2. 当会社は、第7条の規定にかかわらず、単 (削 除) 元未満株式に係る株券を発行しない。但し、 株式取扱規則に定めるところについてはこの 限りではない。 (単元未満株式についての権利) (単元未満株式についての権利) 第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満 株式について、次に掲げる権利以外の権利を 下同じ。)は、その有する単元未満株式につい て、次に掲げる権利以外の権利を行使するこ 行使することができない。 とができない。 (1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求 をする権利 をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の 割当て及び募集新株予約権の割当てを受け 割当て及び募集新株予約権の割当てを受け る権利 る権利 (4) 次条に定める請求をする権利 (4) 次条に定める請求をする権利 (単元未満株式の買増し) (単元未満株式の買増し) 第11条 当会社の株主は、株式取扱規則に定め 第 10 条 (現行どおり) るところにより、その有する単元未満株式の 数と併せて単元株式数となる数の株式を売り 渡すことを請求することができる。 (株券の種類) 第 12 条 当会社の発行する株券の種類は取締 (削 除) 役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

- 第13条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 取締役会の決議によって定め、これを公告 する。
- 3. 当会社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。 以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登 録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、 新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する 事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当 会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 14 条 当会社の株式に関する取扱い<u>及び手数料</u>は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会 第 15 条~第 20 条 (条文省略)

第4章 取締役及び取締役会 第21条~第29条 (条文省略)

第5章 監査役及び監査役会 第<u>30</u>条~第<u>36</u>条 (条文省略)

(新 設)

第6章 計 算 第37条~第40条 (条文省略)

(新 設)

(株主名簿管理人)

- 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 取締役会の決議によって定め、これを公告 する。
- 3. 当会社の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12条 当会社の株主権行使の手続きその他 株式に関する取扱いは、法令または本定款の ほか、取締役会において定める株式取扱規則 による。

第3章 株主総会 第13条~第18条 (現行どおり)

第4章 取締役及び取締役会第19条~第27条 (現行どおり)

第5章 監査役及び監査役会 第<u>28</u>条~第<u>34</u>条 (現行どおり)

(補欠監査役の選任決議の効力)

第35条 補欠監査役の選任に係る決議が効力 を有する期間は、選任後4年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会の開始の時までとする。

第6章 計 算 第36条~第39条 (現行どおり)

附則

- 第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備 置きその他の株券喪失登録簿に関する事務 は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社 においてはこれを取扱わない。
- 第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日ま で有効とし、平成22年1月6日をもって前条 及び本条を削るものとする。